

## 「みやざき木の街プロジェクト」普及啓発事業業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和8年度「みやざき木の街プロジェクト」普及啓発事業業務委託

### 2 目的

宮崎県は日本有数の木材生産県であり、県内には質の高いスギやヒノキが豊富に育っている。しかし、多くの県民は住宅や家具、店舗などで木材を意識して選ぶことは多くないため、本CMでは、住宅の床や壁、店舗の内装、学校の机やベンチなど、様々な場面で宮崎県産材が活用されている様子を紹介しながら、「木を使うことの価値や魅力」を発信し、木材利用の意識醸成及び県産材製品の需要喚起を図る。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 業務の内容

#### (1) 木材利用の意識醸成に向けた普及啓発の実施

##### ① テレビCMの制作及び放送

- ・30秒テレビCMを2本制作すること。
- ・株式会社宮崎放送（MR T）及び株式会社テレビ宮崎（UMK）それぞれ110本程度のCM放送すること。
- ・製作するテレビCMの内1種類については、みやざき木づかい県民会議会長（知事）による出演を踏まえた構成とすること
- ・幅広い世代の県民に対して、木材利用の魅力を分かりやすく周知し、県産材の利用促進を図る内容にすること。
- ・放送スケジュールについては、8月～10月とすること。

### 5 協議

この仕様書に定める事項において疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。

### 6 業務成果の帰属等

- (1) 本業務により受託者が制作したプロモーション素材（映像や写真等の素材）の成果物に関する所有権、著作権及びその他の権利は県に帰属するものとし、県はウェブサイトやSNS等に随時使用、複製できるものとする。

- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 著作権については、契約書の規定もあわせて確認すること。

## 7 その他

- (1) 普及啓発のためのCM放送本数の想定については、別紙1を参照すること。
- (2) 事業効果を高めることを目的に、本仕様以外の内容を付加することは差し支えない。  
なお、その場合、事前に県と協議の上、了解を得るものとし、成果報告に独自提案であることを記載するものとする。
- (3) 受託者は、業務を実施するに当たって、県と十分な調整を行うとともに、適宜意見交換の場を設けるなど、より良い普及啓発について協力すること。  
また、事業の進捗について、県は受託者に対し、随時、報告を求めることができるものとする。
- (4) 委託業務により制作する普及啓発の最終データについては県と協議の上決定すること。  
委託事業の内容については、企画提案により受託者が決定した後、県と協議により変更することがある。これに伴う仕様の変更、予算額の変更等については、必要に応じて県との協議の上、対応することとする。なお、途中のデータについても、県の別の事業等での普及啓発で使用できるよう協力するものとする。
- (5) 受託者は、業務の遂行に当たって、県民や企業等の第三者から批判を受けることのないよう十分に配慮するとともに、万が一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

## 8 成果品

- (1) 報告書
- (2) 制作したプロモーション素材（映像）を電子媒体に保存したもの